

燃料費調整

1 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額によって算定する。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

ア 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいう。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とする。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入する。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha =$

$\beta =$

$\gamma =$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(ア) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が P 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ P 円} - \text{平均燃料価格}) \times \{(\text{オの基準単価}) / 1000\}$$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が P 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{ P 円}) \times \{(\text{オの基準単価}) / 1000\}$$

ウ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、5 のとおりとする。

エ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された燃料費調整単価を適用して算定する。

なお、燃料費調整単価がイ (ア) により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものと

し、燃料費調整単価がイ(イ)により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものとする。

オ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとする。

1キロワット時につき	銭 厘
------------	-----

3 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

ア 平均市場価格

(ア) 1キロワット時当たりの平均市場価格は、次の算式によって算定された値とする。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

x =

y =

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格及び毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) (ア)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、甲と乙が協議して決定した値とする。

イ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(ア) 1キロワット時当たりの平均市場価格が Q 円を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{ Q 円} - \text{平均市場価格}) \times \text{オの調整係数}$$

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が Q 円を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{ Q 円}) \times \text{オの調整係数}$$

ウ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用する。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、5のとおりとする。

エ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にイによって算定された市場価格調整単価を適用して算定する。

なお、市場価格調整単価がイ(7)により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価がイ(イ)により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものとする。

オ 調整係数

調整係数は、次のとおりとする。

調整係数	
------	--

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

ア 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計(関税法にもとづき公表される統計をいう。)の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とする。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times a$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

a =

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(7) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が R 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{ R 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \{(\text{オの離島基準単価}) / 1000\}$$

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が R 円を上回り、かつ S 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{ R 円}) \times \{(\text{オの離島基準単価}) / 1000\}$$

(ウ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が S 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{ S 円} - \text{ R 円}) \times \{(\text{オの離島基準単価}) / 1000\}$$

ウ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサル

サービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用する。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、5のとおりとする。

エ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にイによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定する。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価がイ(7)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価がイ(イ)または(ウ)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものとする。

オ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとする。

1キロワット時につき	銭 厘
------------	-----

5 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間及び各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は次のとおりとする。

平均燃料価格算定対象期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の1月1日から1月31日までの期間

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	その年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

6 燃料費調整単価等の通知

乙は、燃料費調整単価、市場価格調整単価及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ甲に通知するものとする。